

即位前立后

讓位後立后

〔日本紀略五〕冷泉、康保四年九月四日己丑、以三品昌子内親王爲皇后、故朱雀院皇女、中 十月十一日丙寅、天皇於紫宸殿即位、

〔長秋記〕長承三年三月二日壬子、以院鳥女御藤原叙從四位下、有准三宮宣旨、來八日可立后兼宣旨、十九日可有宣命事云々、中 大内記令明朝臣、勅旨可用何例哉、太上皇以夫人立后例未聞者、隨仰可令左右上卿以內記令申關白、藤原關白又被申大相國、藤原各不案得無詳仰、令明重申云、且前大相國仕三代朝、奉公尤高、仍以娘子准后之由例載何事候哉、大相國可然之由答給云々、十九日己巳、院立從四位下勳子爲皇后宮、後日源大納言光臨次談云未時參內、中 大納言入門間、藏人資信待向、傳勅云、皇后宮傳上、以今后可爲皇后宮也、而本皇后宮付可傳上、可爲太皇太后宮歟、可皇太后宮歟、件事可量申者、超令昇太皇太后宮事、外記官共申無例之由、但於明法者、以帝祖母可爲太皇太后宮、由見令文者、皇后宮准上皇母儀立后也、爲當今祖母、有何憚哉申云々、大納言被申云、前例之條無指證文之時儀也、如法家申者、令文既顯然也、不可依例之有無、就中立后之後、准母儀、超中宮爲皇后宮、且爲太皇太后宮、有何難哉、内大臣民部卿被申此旨云々、此後良久資信仰左大臣云、以皇后宮鳥羽爲太皇太后宮、以從四位下泰子爲皇后宮之宣命、可令奏者、件人本名勳子也、而依衆難被改泰字叶愚意、

〔一代要記五〕後宮

皇后宮藤原朝臣得子、鳥羽院后美福門院、故權中納言太宰權帥長實卿女、太上天皇鳥羽納之爲后、中略永治元年十二月廿七日辛卯立后、

〔續世繼三〕院鳥羽には、いづかたにもうときやうにてのみおはしまし、に、まのびてまゐり給へる御方子得、おはしましして、やゝあさまつりごとくも、おこたらせ給ふさまにて、夜がれさせ給ふ

事なかるべし、いとやむごとあきゝはにはあらねども、中納言藤原にて、御おやはおはしけるに、母きたのかたは、源氏のほり川のおとこのむすめにおはしけるうへに、たゞひなくかしづき